

成田市立中学校及び義務教育学校
自動販売機設置事業者募集要項及び選定基準

(目的)

第1条 この要項は、成田市立中学校及び義務教育学校へ自動販売機を設置する事業者の募集を行うとともに、応募のあった事業者から設置を行う事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

(応募資格等)

第2条 応募資格は次の各号に記載する要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又はこの公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）、地方税法（昭和25年法律第226号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税金を滞納していないこと。
- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成田市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 成田市が実施する競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が成田市との契約を締結すること又は成田市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により成田市が実施する監督又は検査に当たり職員の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由なく成田市との契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (4) 成田市暴力団排除条例第2条第1項第2号から第3号の規定に該当する者でないこと。また、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(応募方法)

第3条 応募書類は別添の参加申込書によるものとし、提出方法は電子メールによる。

2 提出先 電子メール送付先 shisetsu@city.narita.chiba.jp

(選定審査委員会)

第4条 受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 提案書の評価・審査及び設置事業者の決定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は、教育部長、教育部担当次長、教育総務課長、学校施設課長、学務課長、教育指導課長、設置を予定する学校の学校長のなかから選出された者をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は教育部長を、副委員長は教育部担当次長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、他の委員及び代理出席者への委任を認める。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(設置事業者の選定)

第5条 委員会は、提案書を審査し、設置事業者を選定する。

- 2 提供可能な商品ごとに、商品の説明や保存料・着色料等の添加物の有無、種類、成分説明を添付するものとする。
- 3 審査の評価項目は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 商品ごとの販売価格
 - (2) 熱中症対策を考慮した商品
 - (3) 故障等が発生した場合の対応
 - (4) 容器の回収、商品及びつり銭の補充、機器点検の頻度
 - (5) 販売機のデザイン及び機能
 - ア ユニバーサルデザイン
 - イ 省エネ
 - ウ 災害対応自動販売機

(設置に係る手続)

第6条 選定された設置事業者には、選定通知書を電子メールにて送付するものとする。

- 2 選定された設置事業者は、学校施設一時使用許可申請書類を第8条に定める事務局に提出すること。許可の期間は当該年度の3月31日までとする。

(設置条件)

第7条 自動販売機の設置及び運用等については、別添の仕様書に即して行うものとする。

- 2 自動販売機の電気使用量は学校立ち合いのうえ、測定し、写真を添付のうえ、報告する

こと。

(事務局等)

第8条 このことに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市教育委員会教育部学校施設課において担当する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年11月27日から施行する。